

放射線影響対策に関する平成 28 年度の取組状況（平成 28 年 5 月 31 日現在）

1 秘書広報室

区分	内 容
1 現状	<p>(1) 放射性物質の現状や放射線影響対策等の県内向け広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県政広報誌「いわてグラフ」 ② 県公式ホームページ ③ twitter <p>(2) 風評被害の防止のための県外向け広報</p> <p>関係部局と連携し首都圏及び関西圏での交通広告、動画配信、記事配信（PRワイヤー）により、「震災からの復興」、「岩手の魅力」を情報発信。</p>
2 課題	<p>県民の生活環境や食品に対する不安の解消及び県内各種産業に影響を与えている風評被害の払拭（特に、風評被害が残る関西圏を意識した対応が必要）。</p>
3 取組内容	<p>引き続き、県民の安全・安心につながる放射性物質の現状や放射線影響対策等の県内向け広報、風評被害の防止や岩手ファンの拡大につながる「震災からの復興」、「岩手の魅力」の県外向け広報を展開。</p> <p>特に、県外向けの広報では、首都圏に加え、関西圏での交通広告等の情報発信を継続。</p> <p>(1) 放射性物質の現状や放射線影響対策等の県内向け広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県政広報誌「いわてグラフ」（年 5 回発行） 「岩手県からのお知らせ」コーナーに「放射線影響対策のお知らせ」を設け、生活空間の放射線量等を掲載。 ② 県公式ホームページ（放射能に関する情報提供サイト） 随時、各部局担当においてデータ更新。 ③ twitter 牛肉、水産物、原乳等の放射性物質の検査結果について広報（県公式HPに掲載の都度）。 <p>(2) 風評被害防止のための県外向け広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「岩手の魅力」や「復興に取り組む人」のポスターについて、首都圏及び関西圏で交通広告を実施。 ② 「岩手の魅力」や「復興に取り組む人」の動画をネット配信。 ③ 風評被害の払拭を狙いとした物産展等についてPRワイヤーにより記事配信し、関係部局の取組を支援。
4 備考	

2 総務部

区分	内 容
1 現状	<p>(1) 原発放射線影響対策本部等の運営</p> <p>ア 原発放射線影響対策本部本部員会議(H23～27：計22回開催) 各種方針、汚染廃棄物対応、東京電力に対する損害賠償請求など、県の原発放射線影響対策の重要事項を決定し、関係部局が連携した対策を推進。</p> <p>イ 原発放射線影響対策市町村等連絡会議(H23～27：計10回開催) 市町村等と連携し各種対策を推進するため、県産食材等の安全確保対策、東京電力に対する損害賠償請求に係る支援や県の取組の情報共有等を実施。</p> <p>(2) 東京電力に対する損害賠償請求 原子力損害賠償紛争解決センター（以下、「紛争解決センター」という。）の仲介により、平成23年度及び24年度分の損害について、県及び35団体（25市町村及び10広域連合・一部事務組合）と東京電力との間で和解が成立。 平成25年度及び平成26年度分の損害について、東京電力に対し、紛争解決センターでの和解の趣旨を踏まえて賠償に応じるよう求め交渉してきたが、東京電力は賠償範囲を原則として政府指示等に基づき負担した費用等に限定しており、交渉の進展が期待できないことから、東京電力が支払に応じていない損害3億8千万円余について、市町村等と協調し、平成28年3月30日に紛争解決センターへ2回目の和解仲介申立てを実施。</p> <p>(3) 岩手県放射線影響対策報告書の発行 原発事故が本県に与えた影響及び放射線影響対策の取組状況など本県の取組や現状を県内外に広く分かりやすく情報発信し、理解の醸成を図るとともに、風評被害対策や東京電力に対する損害賠償請求等の課題に対する対応等を記録することを目的に、平成27年度までの取組実績と平成28年度の実施計画等を記した報告書を平成28年6月に発行。</p>
2 課題	<p>(1) 原発放射線影響対策本部等</p> <p>ア 原発放射線影響対策本部本部員会議 県内の放射線量は低減傾向にあり、食品の放射性物質濃度検査は不検出や基準値以下が継続している。しかし、一部品目の出荷制限が継続するなど、県民の不安は未だ十分に払しょくされていないため、汚染廃棄物、出荷制限品目の解除、東京電力に対する損害賠償請求などの課題について、関係部局が連携した対策を継続して実施する必要がある。</p> <p>イ 原発放射線影響対策市町村等連絡会議 市町村等においても、農林水産物の生産環境の再生や汚染廃棄物、東京電力に対する損害賠償請求など課題が十分に解消されていないため、市町村等への支援や助言を継続する必要がある。</p> <p>(2) 東京電力に対する損害賠償請求 2回目の紛争解決センターへの和解仲介申立てに係る審理に対応するとともに、市町村</p>

区分	内 容
	<p>等の審理が円滑に進展するよう、市町村等に対し必要な支援をしていく必要がある。</p> <p>また、平成 27 年度分の損害について、市町村と協調して第八次となる賠償請求を行い、東京電力に対し、速やかに賠償に応じるよう交渉していく必要がある。</p>
<p>3 取組 内容</p>	<p>(1) 原発放射線影響対策本部等</p> <p>ア 原発放射線影響対策本部本部員会議 必要な放射線影響対策を関係部局が連携して講じていくため、課題に応じて開催。</p> <p>イ 原発放射線影響対策市町村等連絡会議 市町村等との情報共有を進め、連携して対策を講じていくため継続して開催。</p> <p>(2) 東京電力に対する損害賠償請求</p> <p>引き続き市町村と協調し、紛争解決センターの和解仲介制度も活用しながら、東京電力に対し強い姿勢で十分な賠償の実施を求めていく（平成 28 年 7 月 7 日、第八次損害賠償請求実施予定）。</p> <p>また、市町村等支援のため、平成 28 年 4 月 26 日、市町村等担当国会議を開催。引き続き、東京電力への賠償請求及び原発 ADR 審理対応等について、市町村等に助言していく。</p>
<p>4 備考</p>	

3 政策地域部

区分	内 容												
1 現状	<p>当部所管の3施設について放射線量の測定を実施している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手県先端科学技術研究センター</td> <td>盛岡市北飯岡</td> <td>1回／6月</td> </tr> <tr> <td>平庭高原自然交流館「しらかばの湯」</td> <td>久慈市山形町</td> <td>1回／6月</td> </tr> <tr> <td>平庭高原体験学習館「森のこだま館」</td> <td>葛巻町江刈</td> <td>1回／6月</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	測定頻度	岩手県先端科学技術研究センター	盛岡市北飯岡	1回／6月	平庭高原自然交流館「しらかばの湯」	久慈市山形町	1回／6月	平庭高原体験学習館「森のこだま館」	葛巻町江刈	1回／6月
施設名	所在地	測定頻度											
岩手県先端科学技術研究センター	盛岡市北飯岡	1回／6月											
平庭高原自然交流館「しらかばの湯」	久慈市山形町	1回／6月											
平庭高原体験学習館「森のこだま館」	葛巻町江刈	1回／6月											
2 課題	特になし。												
3 取組 内容	必要に応じて測定回数を増やすなど状況変化に配慮しながら、継続して施設の放射線量の測定を行う。												
4 備考													

4 環境生活部

区分	内 容
1 現状	<p>(1) 除染等の支援</p> <p>放射性物質汚染対処特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき汚染状況重点調査地域に指定された3市町（一関市、奥州市及び平泉町。以下「3市町」という。）の除染完了に向けた課題解決等を支援。</p> <p>(2) 環境放射能モニタリングの実施</p> <p>平成23年度に体制を強化した測定機器を活用してモニタリングを実施し、正確・迅速に県民等に情報提供。</p> <p>県内10カ所のモニタリングポスト及び県庁舎や公園等の55地点における空間線量率は、平成25年8月以降、全地点で除染基準の$0.23\mu\text{Sv/h}$を下回っている状況。</p> <p>なお、汚染状況重点調査地域である3市町の測定結果は、平成23年6月に比べ、概ね30%まで低減しており、今後も数値に大きな変化はないと見込む。</p> <p>(3) 放射性物質に汚染された廃棄物</p> <p>放射性物質に汚染された農林業系副産物については、環境省の財政支援を受けて市町村等の既存処理施設で焼却処理が進められており、農林業系副産物を保管している24市町中15市町で処理が完了又は取組中。</p> <p>道路側溝汚泥については、住民理解を得ながら、奥州市の2箇所及び一関市の9箇所に一時保管設備を整備し保管中。</p> <p>(4) 水道水の安全確保</p> <p>盛岡市及び3市町の水道水中の放射性物質についてモニタリングを実施。</p> <p>(5) 流通食品の放射性物質濃度の検査</p> <p>「県産食材等の安全確保方針」に基づき、県内に流通する食品の放射性物質濃度検査を計画的に実施するとともに、結果を速やかに公表することにより、県民の食品の放射性物質汚染に対する不安を解消。</p> <p>(6) 野生山菜類、野生きのこ類の放射性物質濃度の検査</p> <p>野生山菜（コゴミ、ワラビの2品目）、野生きのこ（任意の1品目）について、県内全市町村（対象品目が出荷制限等の市町村は除く）を対象に検査を実施し、結果を速やかに公表することにより、県民の食品の放射性物質汚染に対する不安を解消。</p> <p>(7) 野生鳥獣肉の放射性物質検査の実施</p> <p>食肉として活用されることが多く、現在、出荷制限指示が出されている野生鳥獣肉（ツキノワグマ、ニホンジカ及びヤマドリ）について、放射性物質検査を実施し、検査結果について、詳細な情報を県の公式ホームページ等で公表し広く情報提供。</p> <p>(8) 普及啓発の実施</p> <p>県民の放射性物質に対する不安低減のため、放射性物質に関する正しい情報の提供や普及啓発の実施、セミナー開催等による理解の促進。</p>

区分	内 容
2 課題	<p>(1) 除染等の支援等</p> <p>除染土砂等について、住民の理解や協力のもとに処理を推進していくことが必要。また、県民の安全・安心の確保及び風評被害の防止のため、環境放射能モニタリングを継続し、結果を迅速に公表・周知していくことが必要。</p> <p>(2) 放射性物質に汚染された廃棄物</p> <p>農林業系副産物については、放射性セシウム濃度を 8,000Bq/kg以下に抑制しながら焼却処理をしており、なお時間を要する状況。</p> <p>道路側溝汚泥については、一時保管設備の整備について住民理解を得ながら処理を進めることが必要。また、除染計画区域外は国の財政支援を受けられないことから、国へ継続して要望を行うことが必要。</p> <p>(3) 野生鳥獣肉の放射性物質検査の実施</p> <p>平成 27 年度の検査結果においても、県内で捕獲された野生鳥獣肉から規制値を超える放射性セシウムが検出されていることから、継続的な放射性物質検査の実施と情報提供の取組が必要。</p>
3 取組 内容	<p>(1) 除染等の支援</p> <p>3 市町との緊密な連携及び情報交換を行い、課題解決に向けた取組の推進を支援するとともに除染土砂等の処理に必要な事項について国への要望を行う。</p> <p>また、県の低減方針に基づく市町村への県単補助（補助率 1/2）により、局所的に放射線量の高い地点の除染の支援体制を維持する。</p> <p>(2) 環境放射能のモニタリングの実施</p> <p>空間線量率、降下物、水道水の測定や、環境省と連携して海域、河川の水質調査を実施するほか、原子力規制庁から機器貸与を受け県南地区の道路の走行サーベイ調査を実施する。</p> <p>(3) 放射性物質に汚染された廃棄物</p> <p>農林業系副産物については、国に対し、処理が完了するまで焼却処理等への財政措置を継続するよう要望する。また、市町村等における処理計画策定や住民説明については、引き続き県職員を派遣するなど技術的支援を行う。</p> <p>道路側溝汚泥については、国の財政支援の対象とならない一時保管設備の整備について引き続き財政支援（放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業）や技術的支援を行う。また、国に対し処理基準の早期提示や財政支援の拡充を引き続き要望する。</p> <p>(4) 水道水の安全確保</p> <p>引き続き 3 か月に 1 回、盛岡市及び 3 市町の水道水中の放射性物質の測定を実施し、結果を公表。</p> <p>(5) 流通食品の放射性物質濃度の検査</p> <p>県民の不安解消のため、県外産品を含む県内流通食品の放射性物質検査を実施し（200 検体を予定）、より多くの情報を県民に提供。</p> <p>(6) 野生山菜類、野生きのこ類の放射性物質濃度の検査</p> <p>市町村が搬入した検体を検査し、結果を速やかに公表。</p> <p>基準値超過が確認された場合は、当該検体採取市町村に対し、出荷自粛の要請を行うと</p>

区分	内 容
	<p>ともに、県の公式ホームページ等を通じて広く県民に対し周知。</p> <p>(7) 野生鳥獣肉の放射性物質検査の実施</p> <p>現在、出荷制限指示が出されている野生鳥獣肉（ツキノワグマ、ニホンジカ及びヤマドリ）について、捕獲状況に応じて随時放射性物質検査を実施し、検査結果について詳細な情報を県の公式ホームページ等で公表し、広く情報提供に取り組む。</p> <p>(8) 普及啓発の実施</p> <p>住民の理解促進に向けたセミナーや行政職員向けのスキルアップセミナー等を開催するほか、啓発用リーフレット等を配布するなど、引き続き情報発信の取組を推進する。</p>
4 備考	

5 保健福祉部

区分	内 容
1 現状	<p>(1) 内部被ばく状況の把握等</p> <p>平成 23 年度、県南部を中心とする 3 歳～15 歳の子どもを対象として、放射線内部被ばく健康影響調査（尿中放射性物質サンプリング調査）を実施し、有識者会議において「放射性セシウムの内部被ばくによる健康影響は極めて小さいレベルである。」との評価が得られた。</p> <p>しかし、健康影響調査の継続を求める要望等を踏まえ、平成 24 年度以降も、平成 23 年度調査対象者のうち、調査に協力いただける者について継続調査を実施している。</p> <p>(2) 施設の放射線量の測定</p> <p>当部が所管する 12 施設について、所在地及び利用者に応じて、それぞれ毎月、2 ヶ月、半年に 1 回以上の頻度で放射線量の測定を行っている。</p>
2 課題	<p>(1) 内部被ばく状況の把握等</p> <p>調査結果や有識者会議の評価について、県主催のセミナー、シンポジウムや行政関係者への説明会の場等において説明を行ってきたが、県民の不安・懸念は必ずしも解消されたとはいえない状況であり、内部被ばくへの不安や放射性物質の推移を知りたいなど調査継続への意向が少なからず示されている。</p> <p>(2) 施設の放射線量の測定</p> <p>いずれの施設も低減措置実施目安の毎時 1 マイクロシーベルトを下回っていることから課題は特に無い。</p>
3 取組 内容	<p>(1) 内部被ばく状況の把握等</p> <p>① 放射線内部被ばく健康影響調査（継続調査）</p> <p>尿中の放射性物質の推移をモニタリングし、そのリスク評価を分かりやすく県民に示していくため、平成 23 年度の調査対象者（132 名）中の希望者に対し、尿中放射性物質の継続調査を実施する。</p> <p>② 放射線健康相談等支援事業費補助</p> <p>個々の子どもの健康リスク等に関し、よりきめ細やかな相談支援等が求められていることから、住民に最も身近な相談窓口である市町村が、放射線による健康リスクや内部被ばくに関する個別健康相談等、次に掲げる事業を実施する場合、その費用の一部を補助する。（補助率 1 / 2）</p> <p>ア 相談支援等事業</p> <p>放射線健康リスクや内部被ばくに関する不安・懸念の解消を図るため、各実施主体の必要に応じてリスクコミュニケーションの一環として行う相談窓口設置、相談対応スキルの向上、住民向け出前講座開催等</p> <p>イ 内部被ばく検査事業</p> <p>個別健康相談又はリスクコミュニケーションの一環として行う子ども（15 歳未満）を対象とする内部被ばく検査</p> <p>(2) 施設の放射線量の測定</p> <p>継続して 12 施設の放射線量の測定を行う。</p>
4 備考	

6 商工労働観光部

区分	内 容
1 現状	<p>(1) 観光風評被害に係る損害賠償支払状況（平成28年5月末時点） 観光に関する支払済 134件 約14億5,000万円</p> <p>(2) 食品加工・流通業等の風評被害に係る損害賠償支払状況（平成28年5月末時点） 食品加工・流通業等に関する支払済 220件 約22億9,901万円</p> <p>(3) 販路回復・誘客拡大に向けた取組</p> <p>ア 商工関係 首都圏等での物産展を活用した販路開拓支援、アンテナショップを活用した販売拡大活動、WEBを活用した物産展の実施</p> <p>イ 観光関係 教育旅行及び企業・団体研修の誘致活動、受入態勢整備を実施</p>
2 課題	風評被害の払拭に向け、販路拡大・観光客の誘客強化に引き続き取り組む必要。
3 取組 内容	<p>(1) 情報発信強化、販路拡大に向けた取組</p> <p>○ いわたの食と工芸魅力拡大事業費</p> <p>ア 首都圏百貨店での展示販売会</p> <p>イ 県内外での食の商談会 風評被害のある商品・分野を主とした販路拡大を図る</p> <p>ウ インターネット販売に向けた事業者勉強会 ネット通販市場での県産品販路拡大を目的とし、販売ページ作成等に係る勉強会を実施。</p> <p>(2) 誘客拡大に向けた取組</p> <p>○ いわた観光キャンペーン推進協議会負担金</p> <p>ア 宣伝誘客活動の推進 二つの世界遺産や、いわての食などの観光素材等に係る情報発信</p> <p>イ 受入態勢整備の推進 魅力的な観光地づくりとともに、県内周遊観光を促進するための体制整備に取り組む。</p> <p>○ 国際観光推進事業 アジアの主要市場及び豪州等に対し、海外事務所の活用・東北観光推進機構等との連携により観光情報の発信、旅行商品造成支援等に取り組む。</p>
4 備考	

7 農林水産部

区分	内 容																																																																										
1 現状	<p>1 県産農林水産物の放射性物質濃度検査</p> <p>消費者に安全な県産農林水産物を供給していく観点から、「県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画」に基づき、平成 27 年度は 15,246 件の検査を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検査件数</td> <td>8,314 件</td> <td>18,234 件</td> <td>17,575 件</td> <td>17,074 件</td> <td>15,246 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 牧草地の除染</p> <p>(1) 利用自粛を要請している牧草地について、除染作業が全て完了済 (H26)。現在、除染後の放射性物質濃度が暫定許容値以下であることを確認された圃場から順次利用自粛を解除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">面積</th> <th colspan="2">解除</th> </tr> <tr> <th>解除</th> <th>未解除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>除染対象面積※1</td> <td>12,396ha</td> <td>11,745ha (95%)</td> <td>651ha (5%)</td> </tr> <tr> <td>耕起不能面積※2</td> <td>3,761ha</td> <td>3,611ha (96%)</td> <td>150ha (4%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16,157ha</td> <td>15,356ha (95%)</td> <td>801ha (5%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 除染対象面積 12,396ha は全面積除染 (耕起) が完了</p> <p>※2 耕起不能面積：急傾斜等により耕起ができず除染不可能な牧草地</p> <p>(2) 国が定める牧草中の暫定許容値を下回るものの、市町村等からの要望を受け風評被害対策の一環として、牧草地の放射性物質低減対策を支援 (いわて型牧草地再生対策事業)</p> <p>いわて型牧草地再生対策事業実施面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>172ha</td> <td>1,326ha</td> <td>1,466ha</td> <td>1,517ha</td> <td>4,481ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 原木しいたけの出荷制限と解除に向けた取組</p> <p>(1) 13 市町で原木しいたけ (露地栽培) が出荷制限、うち 12 市町 132 名が一部解除 (施設栽培については県内全域で出荷可能)</p> <p>平成26年10月7日 花巻市、北上市及び山田町が一部解除 平成27年4月10日 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、住田町及び大槌町が一部解除 平成27年7月17日 金ケ崎町が一部解除 平成28年1月25日 釜石市及び奥州市が一部解除</p> <p>(2) 原木価格が高騰し、県内の原木が不足</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>震災前 (H20～22 年平均)</th> <th>震災後 (H26 年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>181 円/本 (岩手県内)</td> <td>262 円/本 (岩手県内)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 放射性物質に汚染された農林業系副産物の発生・処理・保管状況 (H28.5.31 現在)</p> <p>発生量 5.9 万トン、処理量 2.4 万トン、保管量 3.4 万トン</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発生量</th> <th>処理量</th> <th>処理割合</th> <th>保管量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牧草</td> <td>20,499 t</td> <td>14,325 t</td> <td>69.9%</td> <td>6,174 t</td> </tr> <tr> <td>稲わら</td> <td>573 t</td> <td>155 t</td> <td>27.1%</td> <td>418 t</td> </tr> <tr> <td>牛ふん堆肥</td> <td>7,039 t</td> <td>2,506 t</td> <td>35.6%</td> <td>4,533 t</td> </tr> <tr> <td>ホダ木</td> <td>30,725 t</td> <td>7,422 t</td> <td>24.2%</td> <td>23,303 t</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>58,836 t</td> <td>24,408 t</td> <td>41.5%</td> <td>34,428 t</td> </tr> </tbody> </table>	年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	検査件数	8,314 件	18,234 件	17,575 件	17,074 件	15,246 件	区分	面積	解除		解除	未解除	除染対象面積※1	12,396ha	11,745ha (95%)	651ha (5%)	耕起不能面積※2	3,761ha	3,611ha (96%)	150ha (4%)	合計	16,157ha	15,356ha (95%)	801ha (5%)	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	計	172ha	1,326ha	1,466ha	1,517ha	4,481ha	震災前 (H20～22 年平均)	震災後 (H26 年)	181 円/本 (岩手県内)	262 円/本 (岩手県内)	区分	発生量	処理量	処理割合	保管量	牧草	20,499 t	14,325 t	69.9%	6,174 t	稲わら	573 t	155 t	27.1%	418 t	牛ふん堆肥	7,039 t	2,506 t	35.6%	4,533 t	ホダ木	30,725 t	7,422 t	24.2%	23,303 t	計	58,836 t	24,408 t	41.5%	34,428 t
年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度																																																																						
検査件数	8,314 件	18,234 件	17,575 件	17,074 件	15,246 件																																																																						
区分	面積	解除																																																																									
		解除	未解除																																																																								
除染対象面積※1	12,396ha	11,745ha (95%)	651ha (5%)																																																																								
耕起不能面積※2	3,761ha	3,611ha (96%)	150ha (4%)																																																																								
合計	16,157ha	15,356ha (95%)	801ha (5%)																																																																								
24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	計																																																																							
172ha	1,326ha	1,466ha	1,517ha	4,481ha																																																																							
震災前 (H20～22 年平均)	震災後 (H26 年)																																																																										
181 円/本 (岩手県内)	262 円/本 (岩手県内)																																																																										
区分	発生量	処理量	処理割合	保管量																																																																							
牧草	20,499 t	14,325 t	69.9%	6,174 t																																																																							
稲わら	573 t	155 t	27.1%	418 t																																																																							
牛ふん堆肥	7,039 t	2,506 t	35.6%	4,533 t																																																																							
ホダ木	30,725 t	7,422 t	24.2%	23,303 t																																																																							
計	58,836 t	24,408 t	41.5%	34,428 t																																																																							

区分	内 容															
	<p>5 風評被害</p> <p>放射性物質の影響への不安から、岩手県産の食品の購入をためらう消費者が見られ、風評被害は依然として払拭されていない状況。</p> <p>岩手県・宮城県・福島県で生産された食品の購入をためらう消費者の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査時期</th> <th>26年2月</th> <th>26年8月</th> <th>27年2月</th> <th>27年8月</th> <th>28年2月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合 (%)</td> <td>11.5</td> <td>12.9</td> <td>12.6</td> <td>11.7</td> <td>10.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査」</p>	調査時期	26年2月	26年8月	27年2月	27年8月	28年2月	割合 (%)	11.5	12.9	12.6	11.7	10.1			
調査時期	26年2月	26年8月	27年2月	27年8月	28年2月											
割合 (%)	11.5	12.9	12.6	11.7	10.1											
2 課題	<p>1 県産農林水産物の放射性物質濃度検査 継続的な放射性物質濃度検査実施による安全の確保</p> <p>2 牧草の利用自粛の早期解除 確実な再除染の実施、利用自粛ほ場の早期の解除</p> <p>3 原木しいたけの産地再開 出荷制限の解除に向けたホダ場の環境整備の推進、価格高騰している原木の確保</p> <p>4 農林業系副産物の適正な管理 焼却等処理が終了するまでの間の適切な保管</p> <p>5 風評被害対策 県産農林水産物の信頼確保、販路の回復・拡大</p>															
3 取組内容	<p>1 県産農林水産物の放射性物質濃度検査 四半期毎に作成する「県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画」に基づき、放射性物質濃度の検査を継続的に実施</p> <p>2 牧草地の利用自粛の早期解除</p> <p>(1) 除染後の牧草の放射性物質濃度検査により、国の暫定許容値等を超過したほ場について、再除染及び施肥設計等の技術指導を実施</p> <p>(2) 放射性物質検査による利用自粛牧草地の利用自粛解除を推進</p> <p>3 原木しいたけの産地再開</p> <p>(1) 生産再開に向け、出荷制限解除に向けた放射性物質濃度検査や栽培管理指導を実施</p> <p>(2) 指標値を超過した原木・ホダ木の処理、落葉層除去等によるホダ場の環境整備を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>計画 ①</th> <th>実績 (27年度まで) ②</th> <th>進捗率 ②/①</th> <th>28年度計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほだ木一時保管</td> <td>6,098千本</td> <td>6,049千本</td> <td>99%</td> <td>49千本</td> </tr> <tr> <td>落葉層の除去</td> <td>442千㎡</td> <td>367千㎡</td> <td>83%</td> <td>76千㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 新たに指標値超過が判明した場合は、その都度適切に対応</p> <p>(3) しいたけ原木等生産資材の導入を支援</p> <p>(4) 露地栽培から施設栽培に転換する際の簡易ハウスの整備を支援</p>	区 分	計画 ①	実績 (27年度まで) ②	進捗率 ②/①	28年度計画	ほだ木一時保管	6,098千本	6,049千本	99%	49千本	落葉層の除去	442千㎡	367千㎡	83%	76千㎡
区 分	計画 ①	実績 (27年度まで) ②	進捗率 ②/①	28年度計画												
ほだ木一時保管	6,098千本	6,049千本	99%	49千本												
落葉層の除去	442千㎡	367千㎡	83%	76千㎡												

区分	内 容
	<p>4 農林業系副産物の適正な管理</p> <p>(1) 牧草、稲わらについては、一時集中保管施設や牧草梱包ラップの経年劣化等に対する維持管理・修繕等を支援</p> <p>(2) 焼却処理を基本に、市町村と連携しながら処理を推進</p> <p>5 風評被害対策</p> <p>(1) 風評被害の払拭と販路回復に向けた情報発信 県産農林水産物の安全・安心をPRするポスターの作成、雑誌への記事掲載、Webサイトによる情報発信、県産食材を提供する飲食店での情報発信、生産者が参加する首都圏でのPRイベントの開催などを実施</p> <p>(2) 市町村や生産者団体等による安全・安心をPRする取組への支援 首都圏等において、物産展等の開催を通じて、県産農林水産物の安全・安心や品質の高さの確保に向けた産地の取組等を消費者に対して広くPRする取組を支援</p> <p>(3) 国の暫定許容値以下の牧草地について、風評被害対策の一環として市町村等が独自に取り組む除染の実施を支援（いわて型牧草地再生対策事業） 28年度で対象となる全ての面積で除染が完了する予定</p>
4 備考	

8 県土整備部

区分	内 容
1 現状	<p>【県管理道路関係】</p> <p>県管理道路における側溝等の清掃について、原発事故以前は、維持管理上支障となっている箇所を清掃し、中間処理場に搬入し、セメント材料へのリサイクルをしていたが、放射能汚染が問題となってから清掃作業は自粛している。</p> <p>【流域下水道関係】</p> <p>県が管理する全ての浄化センター（都南、北上、水沢、一関）から発生した脱水汚泥は、都南浄化センター及び北上浄化センターでそれぞれ焼却しており、その焼却灰からは引き続き放射性物質が検出されているが事故当初と比べて低減している。平成 27 年 1 月から原発事故以前と同様の処分方法（セメント原料等）になっている。</p>
2 課題	<p>【県管理道路関係】</p> <p>側溝等の土砂については、処理基準が国から示されていないため、道路側溝等の清掃に伴い発生する土砂の処理に苦慮している。</p>
3 取組 内容	<p>【県管理道路関係】</p> <p>汚染土壌の処分基準を国が示すように要望しており、基準が示され次第、処分・再利用方法について検討を行う。</p> <p>【流域下水道関係】</p> <p>① 下水汚泥等（脱水汚泥と焼却灰）を安全に処分するために、放射性物質濃度の測定を継続する。</p> <p>② 平成 27 年度分の損害賠償請求対象額について、その請求を行う。</p>
4 備考	

9 県南広域振興局

区分	内 容
1 現状	<p>(1) 放射性物質に汚染された廃棄物</p> <p>ア 農林業系副産物 放射性物質により汚染された農林業系副産物（牧草、稲わら、堆肥及びホダ木）の処理については、県南広域管内市町等の処理施設において焼却処理中（一部では焼却終了）。</p> <p>イ 道路側溝土砂 管内では、奥州市の2ヶ所、一関市の9ヶ所において一時保管場所を確保し撤去した土砂等を一時保管中。</p> <p>(2) 原木シイタケの産地再生への取組み</p> <p>露地栽培原木シイタケの産地再生に向けては、国による出荷制限の追加解除に向けた検査を継続するとともに、平成27年5月に結成した「県南広域原木しいたけ産地再生応援隊」による生産指導を継続中。</p>
2 課題	<p>(1) 放射性物質に汚染された廃棄物</p> <p>汚染された農林業系副産物の焼却に当たっては、中長期保管対策が必要。側溝等に堆積した汚染土壌の処理方法等については、引き続き市町と地域住民との話し合いが必要。</p> <p>(2) 原木シイタケの産地再生への取組み</p> <p>出荷制限解除に向けた取組みの加速と生産者への指導体制の充実強化、生産技術の向上が必要。</p>
3 取組内容	<p>現状の取組みに加え、さらなる関係機関との連携強化により管内市町等の取組みが促進されるよう支援。</p>
4 備考	<p>[参考]</p> <p>平成28年1月25日現在、県南広域管内の出荷制限解除生産者は91戸（全県で132戸）。</p>

10 医療局

区分	内 容
1 現状	<p>○ 県立病院等施設に係る放射線量の測定を実施。</p> <p>○ 実施内容の概要は下記のとおり。</p> <p>【対象施設】 全ての県立病院、附属地域診療センター、病院保育所</p> <p>【測定時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一関市及び奥州市に所在する施設は、3ヶ月毎に測定。(3・6・9・12月) ・ その他の施設は、6ヶ月毎に測定。(3・9月) <p>【測定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立病院の放射線部門で保有するサーベイメータ等を使用。 ・ 地上50cmを測定。(子供の利用も考慮) ・ 測定地点は病院及び附属地域診療センターの正面玄関前及び駐車場中央部、院内保育所の正面玄関前及び園庭。(病院長の判断で追加も可) <p>【測定結果の公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県ホームページへの掲載、施設内提示。 <p>※ 平成27年度の放射線測定量は、全施設において基準値以下の状況である。</p>
2 課題	特になし
3 取組 内容	<p>○ 平成27年度と同様の取組みを継続して実施することとし、測定結果を踏まえ、基準値を超えた場合は、速やかに除染措置を講じるものとする。</p>
4 備考	

11 企業局

区分	内 容
1 現状	<p>(1) 工業用水に含まれる放射性物質濃度の測定</p> <p>脱水汚泥から 100Bq/kg を超える放射性物質が検出された場合又は同一地域の水道水から高濃度（10Bq/kg を超える値）の放射性物質が検出された場合に測定する。</p> <p>なお、平成 27 年度まではこれによらない場合でも年 1 回測定していたが、平成 23 年度以降、不検出の結果が継続していたので、平成 28 年度から取り止めた。</p> <p>(2) 脱水汚泥に含まれる放射性物質濃度の測定</p> <p>脱水汚泥の処理（再利用、最終処分）を適切に行うため受入れ先との協議に基づき測定時期・頻度を決定し測定する。（今年度は 2 回測定することとなっており、4 月の測定結果は検出限界以下であった。）</p> <p>なお、平成 27 年度まではこれによらない場合でも 6 か月に 1 回測定していたが、平成 25 年度以降、不検出の結果が継続していたので、平成 28 年度から取り止めた。</p> <p>(3) 敷地境界等の空間線量率の測定</p> <p>脱水汚泥の放射性物質濃度測定結果が国の定める要件に該当し、平成 25 年 1 月 23 日付けで除外施設として東北地方環境事務所長の確認を受けたことにより、法令による脱水汚泥施設の空間線量率測定義務はなくなったが、周辺住民や作業従事者の安全を確認するために、6 か月に 1 回の頻度で測定を継続している。</p> <p>平成 28 年度は 4 月に測定を行った結果、いずれも国が目標とする追加被曝線量年間 1 mSv (=0.23 μ Sv/h) 以下であった。</p>
2 課題	<p>敷地境界等の空間線量率測定は職員が直営で行っていることから、職員の負担となっている。</p>
3 取組 内容	<p>(1) 工業用水</p> <p>1 現状に記載のとおり必要な場合は測定を実施（※今年度の測定は行わない見込み）</p> <p>(2) 脱水汚泥</p> <p>1 現状に記載のとおり必要な場合は測定を実施（※汚泥受入れ先のセメント製造業者から確認を求められているので、年度内に 2 回実施する予定）</p> <p>(3) 敷地境界等の空間線量率</p> <p>1 現状に記載のとおり 6 か月に 1 回の測定を継続</p>
4 備考	<p>100Bq/kg を超える脱水汚泥については平成 25 年 10 月 16 日で処分終了</p>

12 教育委員会事務局

区分	内 容
1 現状	<p>(1) 県立学校や県教育委員会所管施設における空間線量率の測定</p> <p>ア 県立学校 各県立学校において、定期的（原則月 1 回）に校地内の空間線量率を測定（校庭ほか、雨どい下、側溝などを測定）し、屋外プールを使用する学校については、利用開始前に空間線量率を測定。 また、平成 24 年度～平成 25 年度汚染状況重点調査地域内の県立学校において、グラウンド等面的除染を実施した 4 校（前沢高校、前沢明峰支援学校、千厩高校、一関清明支援学校）について、毎年、積算線量計により除染後の状況を確認。</p> <p>イ 県教育委員会所管施設 各施設において、各施設指定管理者が、定期的に敷地内の空間線量率を測定。</p> <p>(2) 県立学校における学校給食食材等の放射性物質濃度の測定 県立学校 11 校に設置した測定機器（NaI シンチレーションスペクトロメータ）により、学校給食食材等の測定を実施。（検出下限値 核種 10 Bq/kg） また、測定機器を持たない市町村等からの依頼に応じて測定を実施。</p> <p>※ 平成 27 年度までの測定において、空間線量率及び放射性物質濃度の基準値を超えた事例はない。</p>
2 課題	<p>児童・生徒、県民等の放射線に対する不安の声が完全に解消されていないこと。</p>
3 取組内容	<p>(1) 県立学校や県教育委員会所管施設における空間線量率の測定 引き続き、定期的測定を行い、結果を県公式ホームページ等で公表する。</p> <p>(2) 県立学校における学校給食食材等の放射性物質濃度の測定 引き続き、県立学校における測定を行い、結果を県公式ホームページ等で公表する。</p>
4 備考	<p>定期の空間線量率の測定結果や牧草の放射性物質濃度の測定結果から、除染が必要となった場合には、速やかに除染の措置を講じる。</p>

13 警察本部

区分	内 容
1 現状	県内警察施設における空間線量率の測定（計 20 施設） <ul style="list-style-type: none">・ 重点調査対象地域における 4 警察署～1 か月に 1 回実施・ その他の地域を所在する警察本部、警察署など 16 施設～6 か月に 1 回 低減措置なし
2 課題	特になし
3 取組 内容	現状に同じ
4 備考	